

嘱託警察犬審査要領

(爆発物捜索犬の部)

1 受審資格

- (1) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、日本警察犬協会が示す7犬種とする。
- (2) 嘱託警察犬審査の申請犬種は、狂犬病法に定める「犬の登録」・「狂犬病予防注射」を行い、これを証明する鑑札・注射済証明書の交付を受けていること。
- (3) 所有者・飼育者・指導士については、暴力団活動等の反社会的行為がなく善良な社会人であること。
- (4) 嘱託指導士は、昼夜を問わず警察の出動要請の電話連絡に応じられること。

2 審査順序

- (1) 審査は、捜索救助犬・爆発物捜索犬の科目の順で行う。
- (2) 審査の順番は、当日抽選で決定する。

3 審査実施要領

- (1) 審査方法は、爆発物臭気の選別審査とする。
- (2) 爆発物隠匿物品は、アルミ製缶（蓋付き）とする。
- (3) 爆発物の臭気はイオウ及び黒色火薬とし、6個配列中対照臭気各1個を配置する。
- (4) 捜索作業の所用時間を5分以内とする。

4 採点方法

捜索意欲、正確度及び告知動作等について採点し、発見した不明者及び爆発物の個数に応じて得点を与える。

得点は、各審査員の採点結果を集計し、その合計点を得点とする。

5 嘱託の合否基準

嘱託警察犬審査委員会において、

- 審査会における得点
- 嘱託警察犬の地域的バランス
- 指導士の出動体制
- 審査犬の実績

等を勘案して決定する。